

<減免団体の分類、対象施設>

【登録が必要な団体】

○：全額免除

▲：半額減額

—：減免なし

	I.市民活動団体	II.青少年団体	III.高齢者団体	IV.障がい者団体
コミュニティ・センター	—	—	—	○
メイトム宗像	○	○	○	○
大島福祉センター				
学校開放施設	▲	○	○	○
体育施設	▲	○ (参加団体の2/3以上が青少年団体である大会・イベントに限る)	○	○
有料公園				
陶芸施設				
正助ふるさと村	—	—	—	○

※コミュニティ・センターは、コミュニティ運営協議会が特に必要と認める団体も全額減免となります。各コミュニティ・センターにお問合せください。

【参考 登録が不要な団体】

	コミュニティ運営協議会	体育協会 文化協会	市、市の主催・共催、 市内の小中学校、幼稚園、 保育園、学童、保育所など
コミュニティ・センター	○ (注1)	—	○
メイトム宗像	—	○ (注2)	
大島福祉センター			
学校開放施設	○		
体育施設	—		
有料公園			
陶芸施設			
正助ふるさと村	—	—	

注1 コミュニティ運営協議会が特に必要と認める団体は全額免除

注2 大会・イベントに限る